

第1回 東エリア特別支援学校高等部（仮称） 開校準備委員会

日時:令和5年7月4日(火) 14:00~

場所:発達教育センター 第2研修室

— 次 第 —

1. 委員紹介

2. 議 事

- | | |
|----------------------------------------|-----|
| (1) 開校準備委員会設置要綱について…………… | 資料1 |
| (2) 開校準備委員会傍聴要領について…………… | 資料2 |
| (3) 委員長・副委員長の選出について | |
| (4) 開校準備委員会スケジュール(案)について…………… | 資料3 |
| (5) 東エリア特別支援学校高等部(仮称)の学校概要(案)について…………… | 資料4 |
| (6) 東エリア特別支援学校高等部(仮称)校名の決定方法(案)について… | 資料5 |

3. 連絡事項

- 次回開催日程について
- 次回議事(予定)

(1)開校準備委員会設置要綱について

東エリア特別支援学校高等部（仮称）開校準備委員会設置要綱

(委員会の設置)

第1条 軽度又は中度の知的障がいのある生徒等を対象にして、卒業後に主に福祉的就労を目指す東エリア特別支援学校高等部（仮称）（以下「新設校」という。）の開校準備を円滑に推進するため、東エリア特別支援学校高等部（仮称）開校準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は前条の目的を達成するため、次の事項を所管する。

- (1) 校名、校章、校歌などの開校準備に関する事
- (2) 学校指定品の選定に関する事
- (3) その他、開校準備に関する事

(委員)

第3条 委員会は、次に掲げる9人以内の委員をもって構成し、教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 自治協議会代表
- (3) 保護者代表
- (4) 教育関係者
- (5) 教育委員会事務局の職員
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は新設校開校までとし、欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 副委員長は、委員長が選任する。
- 4 委員長は、会務を統括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、原則公開とする。
2 会議の傍聴に関する事項は、別途定める。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、教育委員会指導部特別支援学校開校準備等担当に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の設置、運営に関して必要な事項が生じた場合は、委員会で協議のうえ決定する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年7月4日から施行する。

東エリア特別支援学校高等部（仮称）開校準備委員会 委員候補者名簿

区 分		氏 名	所属・役職名	備考
学識経験者	大学	ふじせ のりや 藤瀬 教也	中村学園大学 教授	
自治協議会 代表	名島校区	まんだ りょうへい 真田 良平	名島校区自治協議会会長	
	城浜校区	なんば じゅんこ 難波 順子	城浜校区自治協議会会長	
保護者代表	福岡市 PTA協議会			
	特別支援学校 PTA連合会	たちき はるか 立木 春香	特別支援学校PTA連合会 会長	
教育関係者	知的障がい 特別支援学校	のぐち しんすけ 野口 信介	特別支援学校 校長（東福岡特別支援学校）	
	中学校特別支援学 級教育研究会会長	こうの やすき 河野 康樹	中学校 校長（三宅中学校）	
	発達教育センター	まつもと まなぶ 松本 学	発達教育センター所長	
教育委員会 事務局	教育委員会	たけはら かずひこ 竹原 一彦	特別支援学校開校準備等担当課長	

(2)開校準備委員会傍聴要領について

東エリア特別支援学校高等部(仮称)開校準備委員会 傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東エリア特別支援学校高等部(仮称)開校準備委員会設置要綱第6条第2項の規定に基づき、東エリア特別支援学校高等部(仮称)開校準備委員会(以下「委員会」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定める。

(傍聴の手続き)

第2条 委員会の会議を傍聴しようとする者(以下「傍聴希望者」という。)は、会議開催の15分前までに整理番号票(別記様式)の交付を受けなければならない。

(定員)

第3条 委員会の会議を傍聴する者(以下「傍聴人」という)の定員は、あらかじめ委員長が定めるものとする。

2 傍聴希望者が定員を超える場合は、抽選によって傍聴人を決するものとする。

(入場の制限)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、入場することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) ポスター、ビラ、拡声器その他会議もしくは傍聴を妨害するおそれがあると認められる物品を携帯する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、会議を妨害し、または他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと
- (2) 会議場において発言しないこと
- (3) みだりに席を離れないこと
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと
- (5) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器の電源を切ること
- (6) たすき等を着用し、またはプラカードを掲げる等示威的行為をしないこと
- (7) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと
- (8) 会議場において許可無く撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと
- (9) 前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、または会議の妨げとなるような行為をしないこと

(傍聴人への指示)

第6条 委員及び事務局の職員は、会議の平穏な進行を確保するため、傍聴人に対して必要な指示を行う。

2 傍聴人が指示に従わないときには、委員及び事務局の職員は、その者に対して会議場からの退場を命ずることができる。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、傍聴人は委員長の指示に従わなければならない。

附則

(施行期日)

この要領は令和5年7月4日から施行する。

様式

<p>整理番号票</p>
<p>年 月 日 東エリア特別支援学校高等部(仮称)開校準備委員会</p>
<p>NO. _____</p>
<p>傍聴人は、会議の開催中この整理票を携行し、係員の求めに応じて提示してください。</p>

開校準備委員会スケジュール (案)

項目	6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月			4月			5月			6月			7月								
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下									
開校準備委員会				◆			◆						◆						◆						◆			◆						◆						◆								
				第1回		第2回							第3回						第4回						第5回			第6回						第7回						第8回								
				学校概要						☆9月議会(報告) ・学校概要、工事請負契約報告						○中学校・特別支援学校長 学校概要説明						◎教育委員会会議 ・特別支援学校設置条例の一部改正 ・学校管理規則の一部改正						☆3月議会(議案) ・特別支援学校設置条例の一部改正																				
				校名検討・決定												校章の検討・決定												校歌の検討・決定												学校指定品(制服・体操服・作業着等)の検討・決定 ※制服発注(4月)								

令和7年4月開校 東エリア特別支援学校高等部(仮称)学校概要(案)

1 設置目的

- (1) 軽度又は中度の知的障がいのある生徒の将来の自立を促すため、就労支援に特化した教育を行い、卒業後に就労等を目指す。
- (2) 東エリアの児童生徒の増加に伴い、東福岡特別支援学校高等部への進学者数の増加を緩和する。

2 入学対象者

- (1) 1年生
福岡市内に住所を有する中学校特別支援学級3年生、特別支援学校中学部3年生及び通常の学級に在籍し志願資格を得た中学3年生で就労を希望する生徒を対象に選考検査を実施し、合格した者
- (2) 2・3年生(令和6年度のみ選考検査を実施)
東福岡特別支援学校の教室不足の解消や新設校の開校時の2・3年生教室の有効活用のため、以下の者を入学対象者とする。
 - ① 東福岡特別支援学校高等部に在籍する1・2年生で就労を希望する生徒を対象に選考検査を実施し、合格した者
 - ② ①の選考検査を実施後、定員に達しない場合は、追加で「博多高等学園」及び「清水高等学園」を除く知的障がいの特別支援学校高等部(4校)に在籍する1・2年生で就労を希望する生徒を対象に選考検査を実施し、合格した者

※上記は、いずれも自力通学できる者

3 定員

1学年 60人(6クラス) ※予定

4 設置場所

福岡市東区城浜団地I番39

5 施設内容

- ・敷地面積:約 10,500 m²
- ・建物構造:校舎棟※講堂兼体育館棟を含む
鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)
- ・階数等:地上4階、18教室
- ・延床面積:約 7,300 m²

4階	普通教室、パソコン室、多目的室(手工芸等作業学習兼用)等
3階	普通教室、生活訓練室、職業訓練室、被服室等
2階	普通教室、視聴覚室、図書室、音楽室、クールダウンスペース(2~4階)講堂兼体育館等
1階	玄関、校長室、事務室、職員室、印刷室、保健室、会議室、放送室、更衣・休憩室、PTA会議室、調理室、美術室、多目的室(交流スペース兼用)等
屋外	洗車実習スペース、ジョギングコース、農園等

6 事業スケジュール

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
施設関連	建築工事		
開校準備	開校準備・教育課程検討委員会	転入学・入学者選考検査 学校備品等購入	開校

7 完成予想図



【南東方向からの鳥瞰図】

※ 完成予想図は基本設計段階であり、今後変更の可能性があります。

(6) 東エリア特別支援学校高等部(仮称)校名の決定方法(案)について

東エリア特別支援学校高等部(仮称)校名決定方法(案)

1 決定時期

12月上旬開催予定の第4回開校準備委員会までに決定し、3月議会(条例予算分科会)で議案提出する。

2 基本的な考え方

校名案の検討に当たっての留意点

- 原則として常用漢字を使用する。
- 難しい漢字や誤読しやすい漢字は使用しない。
- 生徒の負担等に考慮して、極端に長い校名は避ける。

【参考】

- 全国の特別支援学校の校名は、ほとんどが学校所在地の地名や地域名である。
(～養護学校、～特別支援学校、～高等支援学校、～高等学園)
- 福岡市立特別支援学校9校では
[所在地名]
屋形原、若久、今津、「清水高等学園」
[地域名]
福岡中央、南福岡、東福岡、生の松原、「博多高等学園」
- 全国の中には、所在地名や地域名だけでなく学校のイメージを表した校名もある。
[例]
埼玉県立特別支援学校羽生ふじ高等学園
徳島県立みなと高等学園
三重県立特別支援学校東紀州くろしお学園
熊本県立ひのくに高等支援学校
- 福岡県内の高等部のみ特別支援学校は、福岡県立(市立)特別支援学校「●●高等学園」

3 選定方法について

(1) 委員からの提案による方法

各委員からの提案を受け、第3回開校準備委員会(10月上旬)で、事務局において複数の候補案を選考し、第4回開校準備委員会(12月上旬)で決定。

(2) 公募による方法

公募の範囲、方法等について委員から意見をもらい、10月上旬から11月上旬までに公募を実施。その後、事務局において複数の候補案を選考し、第4回開校準備委員会で決定。

【参考】 清水高等学園

○ 公募範囲

- ・ 地域(清水1・3・4丁目、春吉中学校生徒、玉川公民館)や教育委員会職員、特別支援学校職員

○ 公募方法

- ・ Web サイト(Google フォーム)、メール、FAX による応募や公民館に設置する応募箱への応募